

## 事前評価調書

I 事業概要									
事業名	道路事業								
地区名	一般県道 <small>つくでやすながえび</small> 作手保永海老線								
事業箇所	新城市 <small>あいごう</small> 愛郷地内								
事業のあらまし	一般県道作手保永海老線は新城市内の作手地区から海老地区を結ぶ幹線道路であり、現況の狭隘区間を解消し、地域間の連絡強化に寄与するものである。さらに事業区間は線形不良なため見通しが悪く円滑な交通の妨げになっている。このため山間地域の暮らしを支える交通ネットワークの強化を図るため現道拡幅を実施するものである。								
事業目標	【達成（主要）目標】 山間・離島対策（山間地域の暮らしを支える交通ネットワークの強化） 【副次目標】 —								
事業費	事業費	内訳							
	7.5 億円	■工事費 7.2 億円、■用地補償 0.1 億円、■その他 0.2 億円							
事業期間	採択予定年度	2024 年度	着工予定年度	2025 年度	完成予定年度	2034 年度			
事業内容	現道拡幅（延長 L=0.7km、車線数：1.5 車線、幅員 W=5.0m）								
II 評価									
①事業の必要性	1) 必要性	(1) 山間・離島対策（山間地域の暮らしを支える交通ネットワークの強化） ・山間部における生活道路として役割を担っているが、隘路区間であり、車両のすれ違いが困難な状況である。また、現道は線形不良で見通しも悪いため、往来する人や車の安全性といった観点からも整備が必要である。							
	判定	A	A：現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B：現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。						
②事業の実効性	1) 事業計画	【事業計画】							
			2025	2026	2027	2029	2030	2030～2034	合計
	工種区分	調査・設計	←	→					/
	用地補償	←	→						
	工事	←					→		
	事業費（億円）		3.75				3.75	7.5	
	2) 地元の合意形成	【理由】・地元自治体より早期整備の要望を受けており、用地は一部を除き取得済みである。							
	判定	A	A：事業計画の実効性が期待できる。 B：事業計画の実効性が期待できない。						

【理由】・円滑な事業環境が整っており、計画の実行性が確保されている。

Ⅲ 対応方針

事業実施が  
妥当である

事業実施が妥当である。：上記①～②の評価ですべてA判定であるもの。  
事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。

Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容

■対象（事業完了後5年目） 対象外

【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】

—

【主な評価内容】

交通量（全車、大型車）、旅行速度、混雑度